

受付 番号	種 目 番 号	連絡先	委託担当 青葉区地域振興課 地域活動係 ふりがな おくむら なかみぞ 担当者 奥村・中溝 電話 978-2292
----------	---------	-----	---

## 設 計 書

1 委 託 名 青葉区内の駅周辺及び放置禁止区域の監視パトロール業務委託

2 履 行 場 所 青葉区内の指定する場所

3 履行期間  期間 令和4年4月1日 から令和5年3月31日 まで  
又は期限  期限 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 まで

4 契約区分  確定契約  概算契約

5 その他特約事項 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

6 現 場 説 明  不要  
 要 ( \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 \_\_\_\_\_ 時 \_\_\_\_\_ 分 \_\_\_\_\_ 場所 )

7 委 託 概 要 青葉区内の各駅周辺において、自転車等の放置防止の監視及び自転車駐車場の利用等の指導・啓発を行うための監視員を配置する。  
(※詳細は別添業務委託仕様書のとおり)

8 部 分 払

す る (12回以内)

しない

部 分 払 の 基 準

業 務 内 容	履 行 予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
駅周辺の 監視パトロール	令和4年4月 ～ 令和5年3月 ※各月の数量は内訳書による	140	回		

※単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む。

委 託 代 金 額		¥ _____
内 訳	業 務 価 格	¥ _____
	消費税及び地方消費税相当額	¥ _____

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	単 価 (円)	金 額 (円)	摘 要
駅周辺の 監視パトロール	令和4年4月分	12	回			
	〃 5月分	12	回			
	〃 6月分	12	回			
	〃 7月分	12	回			
	〃 8月分	10	回			
	〃 9月分	12	回			
	〃 10月分	12	回			
	〃 11月分	12	回			
	〃 12月分	12	回			
	令和5年1月分	12	回			
	〃 2月分	10	回			
	〃 3月分	12	回			
小計①		140	回			
消費税及び地方消費税相当額						
合計						
以下余白						

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を（ ）で囲む

# 青葉区内の駅周辺及び放置禁止区域の監視パトロール業務委託仕様書

本業務委託は、「駅周辺及び放置禁止区域の監視パトロール」から成るものとする。  
各業務の内容等は次のとおりとする。

## 1 駅周辺及び放置禁止区域の監視パトロール

### (1) 業務内容

駅周辺を中心として、放置禁止区域を自転車等放置防止監視員が巡回し、放置しようとする人に対し、放置禁止区域であることを知らせ、自転車駐車場への誘導・案内等適正利用への指導を行い、自転車等の放置防止を図るとともに、自転車等の交通ルールやマナーの啓発活動を行う。

### (2) 配置体制等

ア 配置日は区が指定する日（別紙「監視パトロール業務委託スケジュール」のとおり）とし、配置時間は、平日は午前7時から午前11時までの間、土・日曜・祝日は午前10時から午後2時までの間とする。

イ 各駅2か所へ配置するものとする。

ウ 配置場所は、駅周辺を中心とした放置禁止区域内とし、前半の2時間は別図に示す駅周辺の指定場所での配置、後半の2時間は別図に示す放置禁止区域内での巡回とする。ただし、駅周辺での放置自転車の状況により、適宜、巡回の時間を早めることとする。

なお、委託者の指示により、合計の配置駅数、配置回数範囲内で配置駅、配置場所、配置日時及び配置回数の変更をすることができる。

配置駅名	配置回数	契約期間
青葉台駅	34回	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
あざみ野駅	34回	
市が尾駅	24回	
藤が丘駅	24回	
たまプラーザ駅	22回	
こどもの国駅	1回	
江田駅	1回	
合計	140回	

### (3) 実施の方法

ア 自転車等監視員は、「横浜市自転車等の放置防止に関する条例」を理解し、自転車等を放置しようとする利用者とその旨を理解させ、協力を得ながら業務に当たる。

イ 指定した場所（区間）を随時巡回しながら、自転車等を放置しようとしている自転車等利用者に対し、自転車駐車場の利用など放置の防止と自転車等の適正利用を促す。

ウ 自転車駐車場に余裕のある駅周辺では、自転車駐車場への誘導を行う。

エ 自転車駐車場に余裕のない駅、及び自転車駐車場への誘導により、駐車場に余裕がなくなった場合には、公共交通機関の活用も含め、放置自転車等の防止への協力を求める。

オ 指示に従わず、自転車等を放置した場合には、保管場所に移動することがある旨を伝える。

カ 放置されている自転車等については啓発用の札を貼付する。啓発用の札は委託者より支給する。

また、歩行者通路を確保するため、必要最小限の整理及び移動を行う。なお、それにとどまらない場合は、委託者に相談・報告を行うこととする。

キ 配置する監視員のうち現場責任者を1人選任する。現場責任者は現地における業務の遂行を総括し、監視活動中の事故及びトラブル等の処理に当たる。

また、現場責任者は、業務の履行にあたって委託者から指示があった場合は、遅滞なく他の監視員に指示すること。

- (4) 業務報告書の作成  
業務の実施に際しては、業務日報（別紙）を提出するものとする。  
なお、業務日報は、1 か月ごとにまとめて実施月の翌月10日までに区に提出するものとする。  
その他必要に応じて、参考となる資料を添付すること。
- (5) 研修  
自転車の安全利用の理解を深め、活動を円滑に進めるための研修会が開催された場合には、区の指示により関係者を出席させることができる。なお、出席に係る交通費等の経費は、受託者の負担とする。
- (6) その他  
ア 受託者は業務内容をよく理解したうえで、監視員の人選をするよう配慮すること。  
イ 自転車等監視員は、現地で自転車等利用者に対し直接放置防止を呼びかけるとともに、自転車等の適正利用についての指導を行う業務であり、したがって、市民とのトラブルが生ずることも予想されることから、業務の遂行にあたっては、十分注意すること。

## 2 留意事項

- (1) 業務遂行にあたっては、制服及び腕章、ネームプレートを着用すること。  
(制服、腕章、ネームプレートは受託者の負担において調達すること)
- (2) 損害賠償  
業務の実施に際して発生した事件、事故及び人的、物的を含め第三者に損害を及ぼした場合は、速やかに区職員に報告するとともに、遅滞なく受託者の負担においてこれを復旧・賠償し、誠意をもって事後処理を行うものとする。
- (3) 守秘義務  
受託者は、監視の日時、場所等業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。委託期間終了後も同様とする。
- (4) 事故防止  
監視活動中に事故等が発生したときは、応急措置等所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過並びに事故による被害の内容等について遅滞なく区職員に報告しなければならない。
- (5) 人員  
業務の従事者は、警備業法に定める教育を受けた者とする。  
受託者は、あらかじめ研修を受講していることを証する書類またはそれを担保する書類を提出しなければならない。
- (6) 機材  
業務の実施に必要な人員及び次に掲げる機材等は、受託者が調達し、用いるものとする。  
なお、機材等の維持費、使用料、燃料費及び需用費等業務の実施に係る経費は、受託者の負担とする。  
ア 従事者の移動、待機に必要な車両  
イ 監視に必要な双眼鏡、懐中電灯  
ウ 従事者間の連絡に必要な無線機  
エ 警察への通報に必要な携帯電話機  
オ 記録に必要な写真機又はビデオカメラ、事務用品  
カ その他業務の実施に必要な機材等
- (7) その他  
委託契約約款、この仕様書に定めのない事項及びこの委託に関し疑義が生じたときは、委託者と受託者とが協議して決定する。

令和4年度 監視パトロール業務委託スケジュール

4月	1	金	
	2	土	
	3	日	○
	4	月	
	5	火	
	6	水	●
	7	木	
	8	金	
	9	土	◎
	10	日	
	11	月	△
	12	火	
	13	水	▲
	14	木	
	15	金	
	16	土	●
	17	日	
	18	月	
	19	火	△
	20	水	
	21	木	○
	22	金	●
	23	土	◎
	24	日	
	25	月	
	26	火	▲
	27	水	
	28	木	
	29	金	○
	30	土	
	31	日	△

6月	1	水	○
	2	木	
	3	金	
	4	土	●
	5	日	
	6	月	
	7	火	◎
	8	水	△
	9	木	
	10	金	
	11	土	▲
	12	日	
	13	月	
	14	火	●
	15	水	
	16	木	
	17	金	▲
	18	土	
	19	日	○
	20	月	
	21	火	◎
	22	水	
	23	木	○
	24	金	
	25	土	
	26	日	●
	27	月	
	28	火	△
	29	水	
	30	木	
	31	金	●

8月	1	月	
	2	火	○
	3	水	
	4	木	●
	5	金	
	6	土	
	7	日	◎
	8	月	
	9	火	◎
	10	水	
	11	木	△
	12	金	
	13	土	▲
	14	日	
	15	月	◇
	16	火	
	17	水	
	18	木	
	19	金	○
	20	土	
	21	日	●
	22	月	
	23	火	
	24	水	
	25	木	
	26	金	◎
	27	土	
	28	日	
	29	月	△
	30	火	
	31	水	

10月	1	土	
	2	日	
	3	月	
	4	火	○
	5	水	
	6	木	
	7	金	●
	8	土	
	9	日	◎
	10	月	
	11	火	
	12	水	△
	13	木	○
	14	金	
	15	土	▲
	16	日	
	17	月	●
	18	火	
	19	水	△
	20	木	▲
	21	金	
	22	土	
	23	日	
	24	月	
	25	火	●
	26	水	
	27	木	
	28	金	○
	29	土	
	30	日	
	31	月	◎

12月	1	木	
	2	金	●
	3	土	
	4	日	
	5	月	○
	6	火	
	7	水	◎
	8	木	
	9	金	△
	10	土	
	11	日	
	12	月	●
	13	火	
	14	水	○
	15	木	
	16	金	▲
	17	土	
	18	日	
	19	月	◎
	20	火	
	21	水	
	22	木	△
	23	金	
	24	土	
	25	日	○
	26	月	
	27	火	●
	28	水	▲
	29	木	
	30	金	
	31	土	

2月	1	水	○
	2	木	
	3	金	
	4	土	
	5	日	
	6	月	◎
	7	火	△
	8	水	
	9	木	
	10	金	▲
	11	土	
	12	日	
	13	月	●
	14	火	○
	15	水	
	16	木	◎
	17	金	
	18	土	▲
	19	日	
	20	月	△
	21	火	
	22	水	▲
	23	木	
	24	金	◎
	25	土	
	26	日	
	27	月	☆
	28	火	
	1	水	○
	2	木	●
	3	金	
4	土		
5	日		
6	月	◎	
7	火	△	
8	水		
9	木		
10	金	▲	
11	土		
12	日		
13	月	●	
14	火	○	
15	水		
16	木	◎	
17	金		
18	土	▲	
19	日		
20	月		
21	火		
22	水	▲	
23	木		
24	金		
25	土		
26	日		
27	月	○	
28	火		
29	水	●	
30	木		
31	金		

- 青葉台 (月2、3回)
- あざみ野 (月2、3回)
- ◎ 市が尾 (月2回)
- △ 藤が丘 (月2回)

- ▲ たまプラーザ (月1、2回)
- ◇ こどもの国 (年1回)
- ☆ 江田 (年1回)

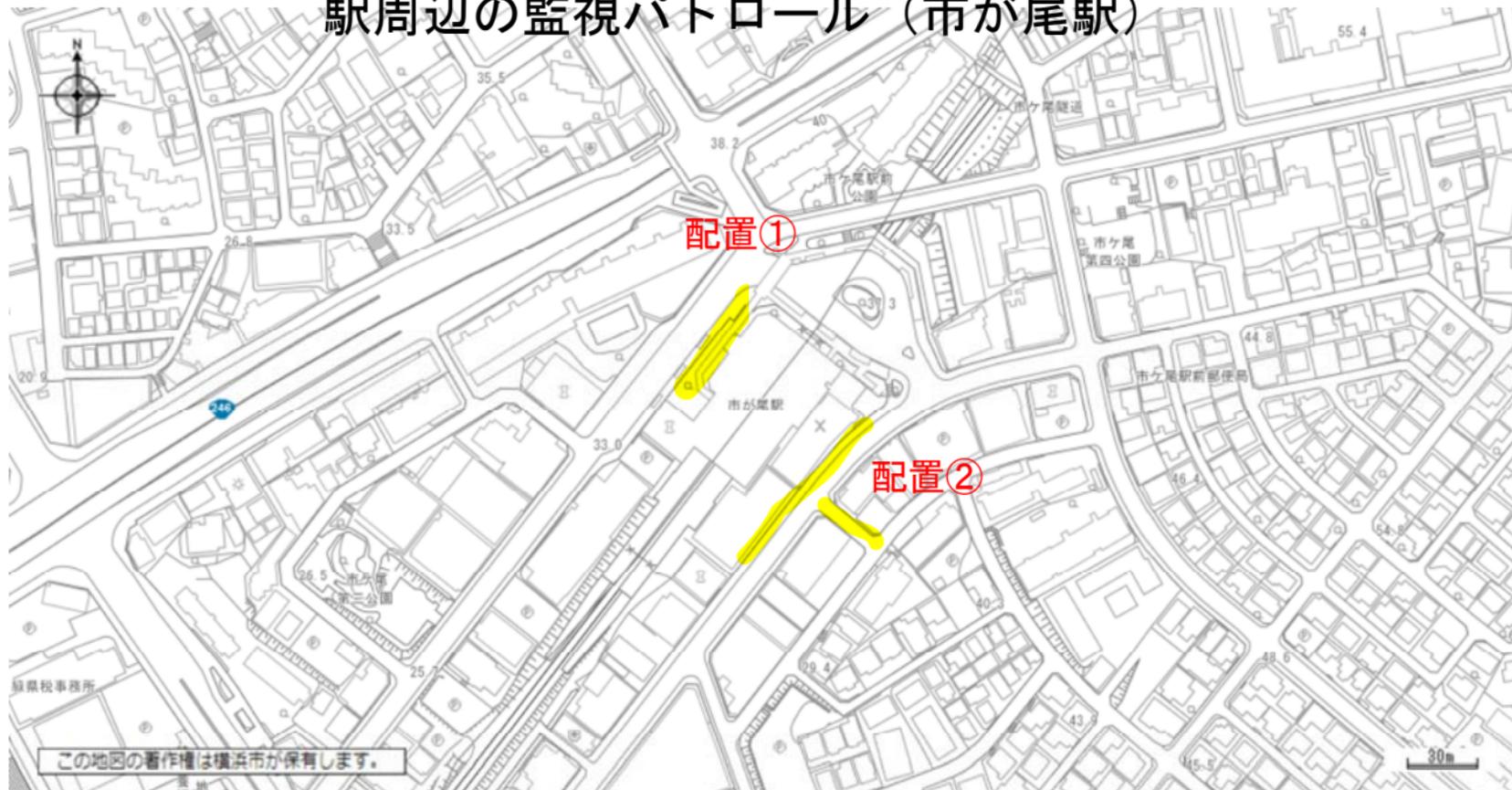
# 駅周辺の監視パトロール（青葉台駅）



# 駅周辺の監視パトロール（あざみ野駅）



# 駅周辺の監視パトロール（市が尾駅）



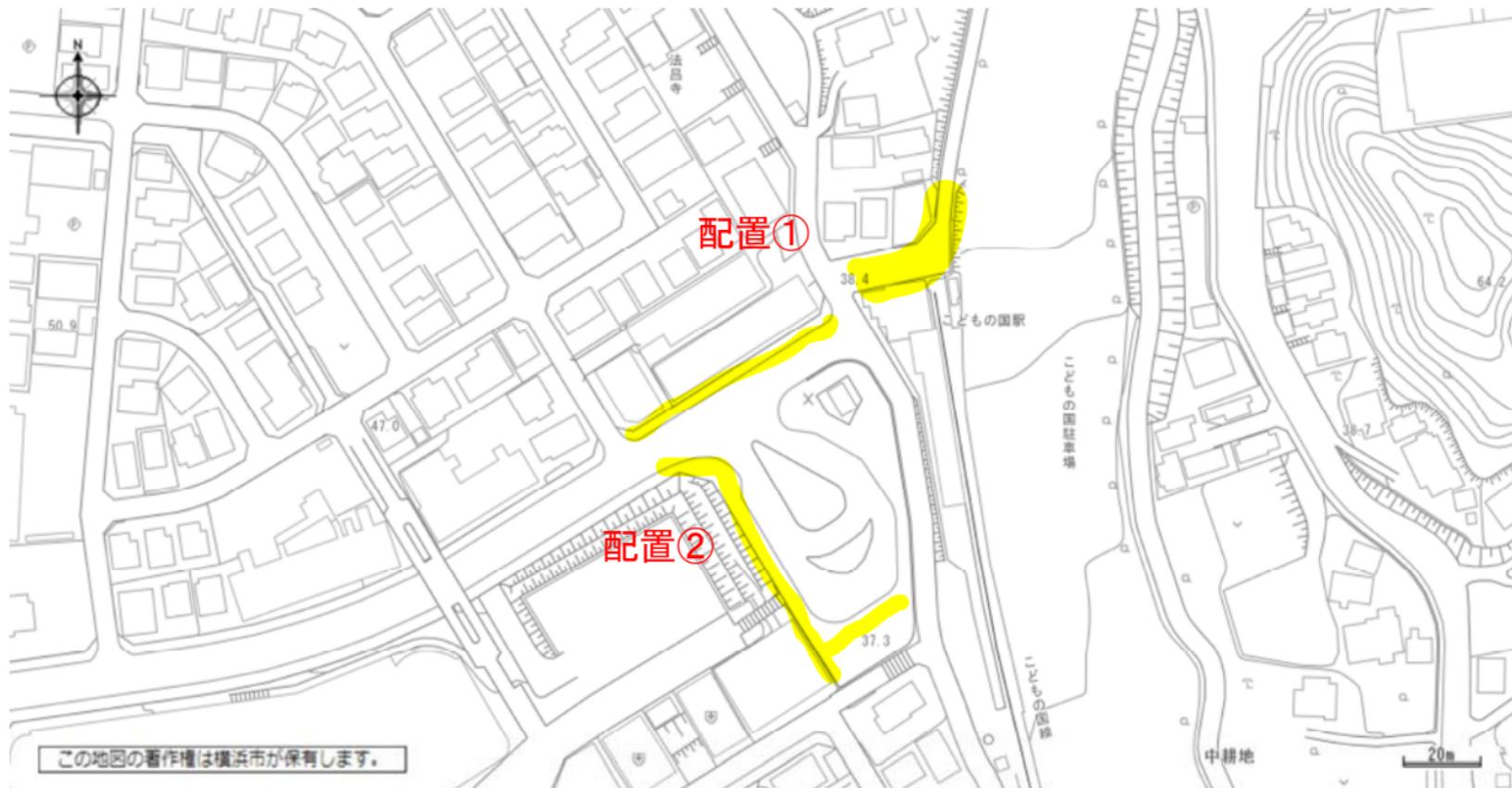
# 駅周辺の監視パトロール（藤が丘駅）



# 駅周辺の監視パトロール（たまプラーザ駅）



# 駅周辺の監視パトロール（こどもの国駅）



# 駅周辺の監視パトロール（江田駅）



# 青葉台駅周辺



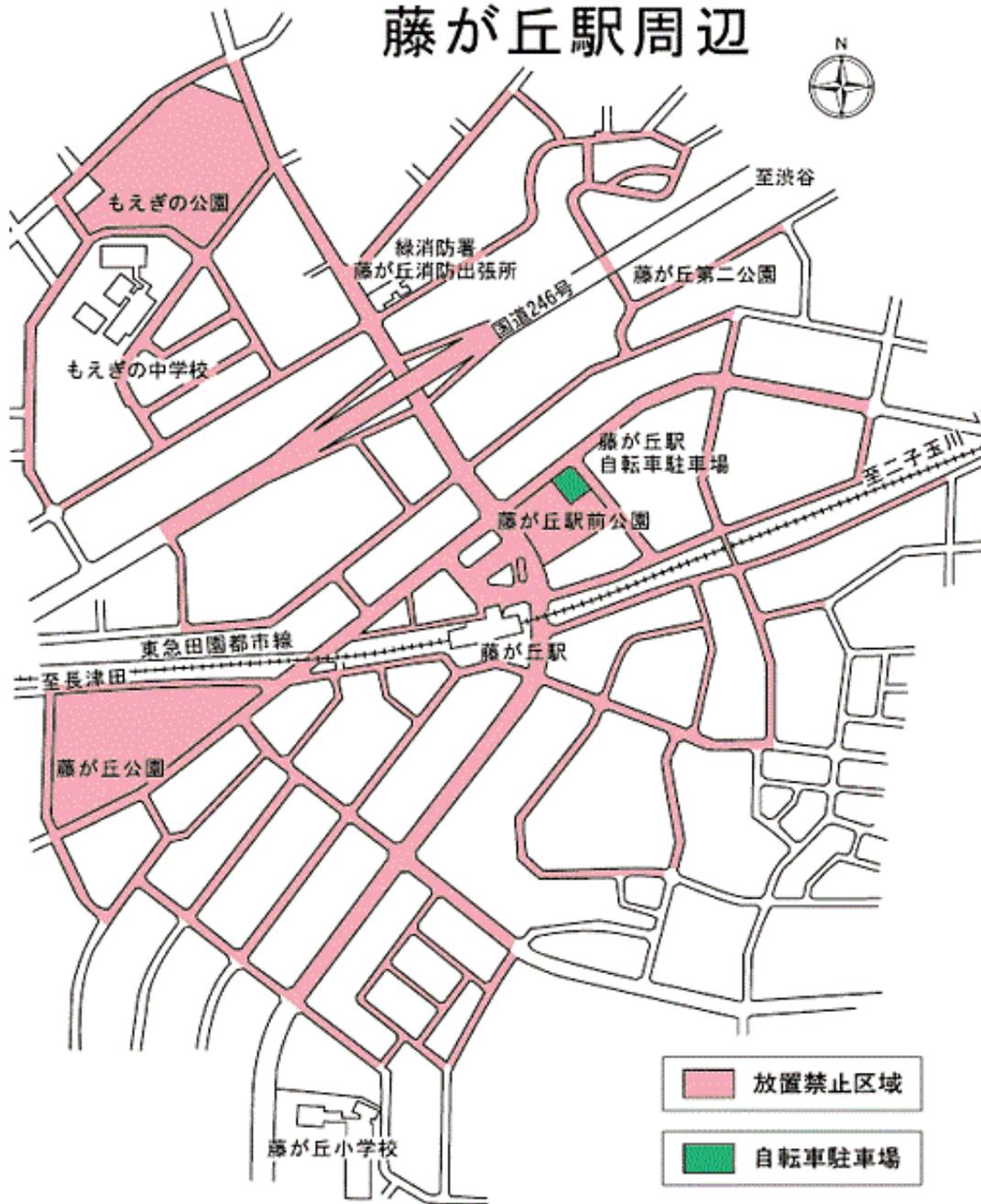
# あざみ野駅周辺



# 市が尾駅周辺



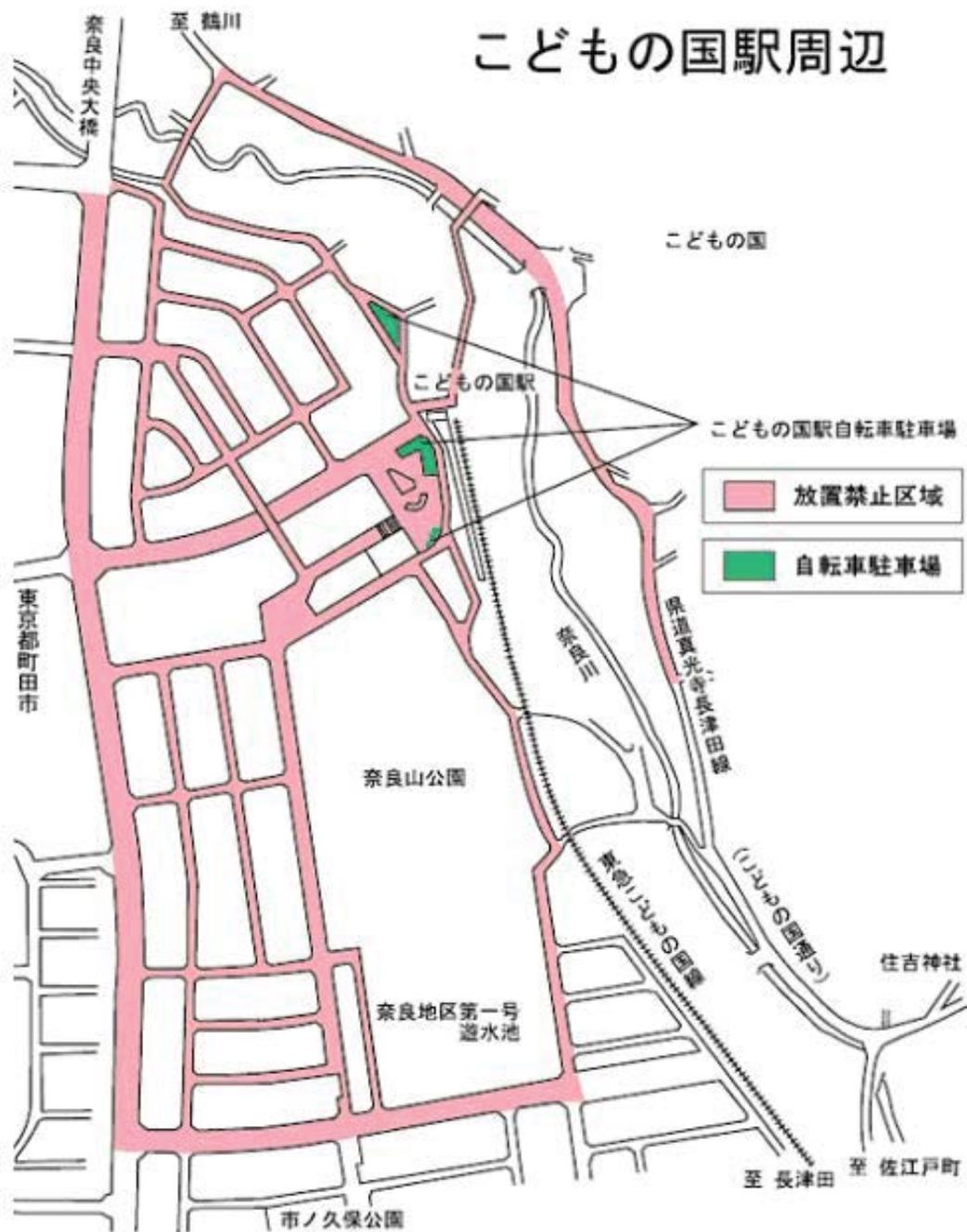
# 藤が丘駅周辺



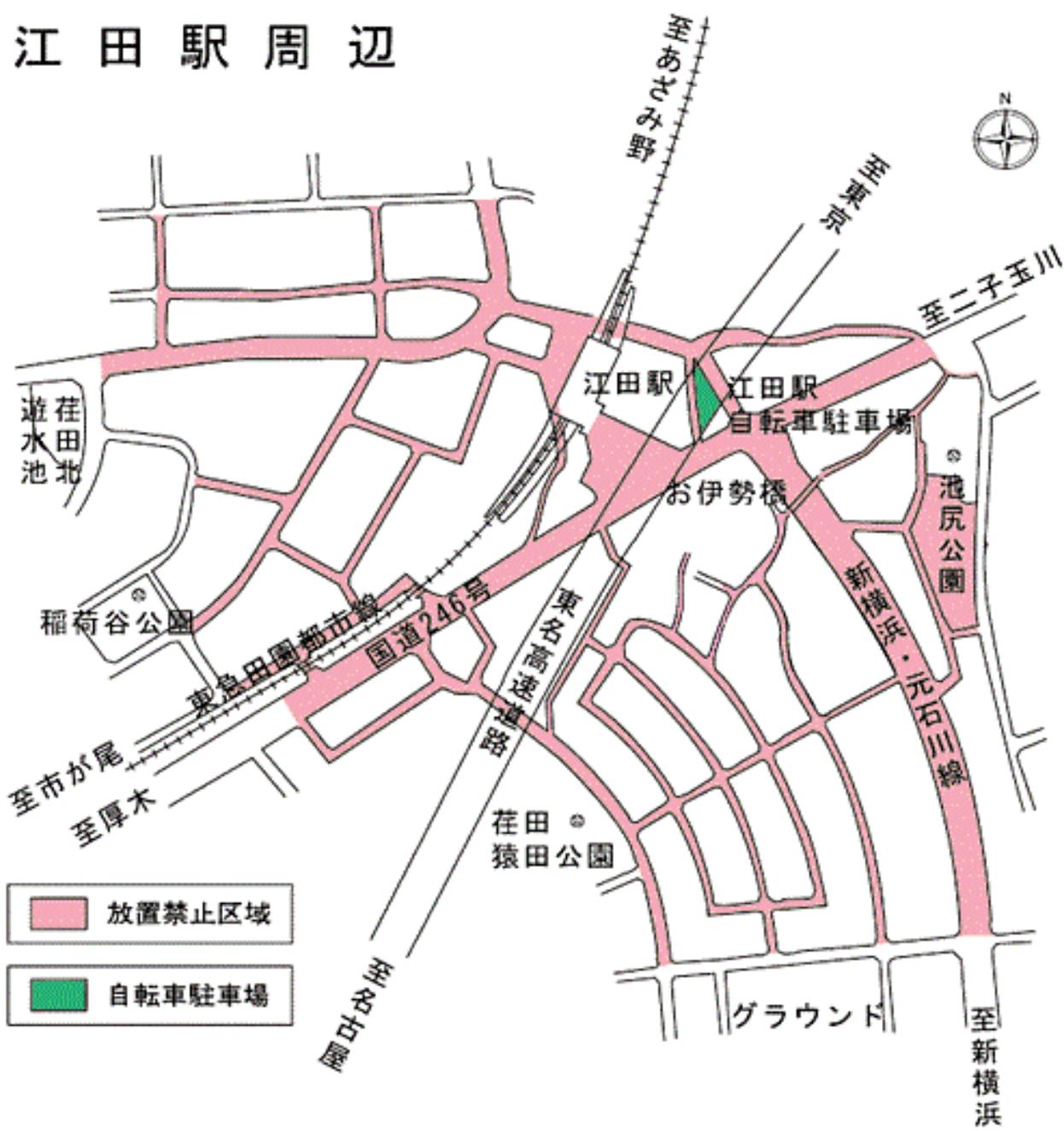
# たまプラーザ駅周辺



# こどもの国駅周辺



# 江田駅周辺



-  放置禁止区域
-  自転車駐車場

# 業務日報

駅 \_\_\_\_\_

実施日		年	月	日 ( 曜日 )	( 天候: _____ )	
実施場所	従事者氏名	実施時間	啓発人数	放置台数 (業務終了時)	備考	
		: ~				
		: ~	人	台	(駐禁札 枚)	
		: ~	人	台	(駐禁札 枚)	
		: ~	人	台	(駐禁札 枚)	
		: ~	人	台	(駐禁札 枚)	
		: ~	人	台	(駐禁札 枚)	
		合計	人	台		
特記事項						

現場責任者